


平成20年2月26日

浜田市議会議員 牛尾昭様

議員名 鎌原ヤシ江 

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので、その結果を報告します。

記

3、期間 平成20年2月15日(土)～ 月 日。

4、視察地 東京都千代田区麹町 主催自治体議会政策学会
第10期 自治政策特別講座受講。

3、参加議員氏名

鎌原ヤシ江
.....
.....
.....
.....
.....

4、精算額 一人当たり 65,140円 (旅費、参加費)

5、調査活動の概要

別紙のとおり報告します。

政務調査報告書

平成 20 年 2 月 20 日

報告者 鎌原ヤシエ

第 10 期自治政策特別講座を受講しましたので、報告いたします。

1. 期間 平成 20 年 2 月 15 日
2. 会場 東京都千代田区麹町 都市センターホテル
3. 講題 「分権時代の予算審議」
－自治体財政の現状と課題－

- ・ 第一講義

「予算を審議する議会のあり方」

講師：竹下 譲 （四日市大学教授・自治体議会政策学会会長）

- ・ 第二講義

「地方財政改革の現状と今後」

講師：金澤 史男 （横浜国立大学経済学部教授）

- ・ 第三講義

「自治体財政と税制」

講師：星野 泉 （明治大学大学院教授）

〈概要〉

本市における財政状況は、きわめて厳しい中、3月定例会議会が2月26日に開会する。

すでに新年度当初予算案が示されているが、予算審議に当り、歳入歳出が適切に行われ、住民にとって納得できるような血税の使い道であるのか、住民の代表である議員として、内容を深く理解するため「予算審議の仕方」等について講座受講しました。

第一講義 「予算を審議する議会のあり方」

講師の竹下譲先生は、政治学博士であり、2004年～2005年度まで三重県教育委員長を歴任されている。

予算を審議する場合、住民は議員に何を期待しているのか、このことを考え真剣に考えていくこと。

住民が一番、期待しているのは、自治体の運営を健全にしていくことである。そうした期待を議員は込えているのかの問いかけがあった。

また、予算審議は重要である。住民にわかるような予算審議をしていかなければならないと話された。

三重県議会では、早い段階から予算のあらましを執行部、職員から説明を予算委員会（全議員）で聴く。

また、執行部の案を聞くばかりでなく、議会として独自の予算案を作成し、そのすり合わせをして執行部の予算案が出る前に予算を組み立ててほしいと話された。

議員にも責任が伴うことについては、今までのところ議員に責任が問われたことはないが、借金の多さに住民が気づいたとき、そうした“放漫財政”を是認した議員も責任が問われることになるのではと提言された。

北海道夕張市のようにならないように、財政健全化に向け、しっかりとチェック機能をしなければならないと再認識した。



講師：竹下謙先生

第二講義 「地方財政改革の現状と今後」

三位一体の改革の成果と問題点

平成20年度予算編成の基本的考え方、地方税財政改革の展望等々について提言された。

北欧諸国は、租税負担率が世界でも高い水準にあることで知られているが、地方への税源配分比率も概して最も大きい部類に属する。

したがって、地方財政収入に閉める地方税の割合も50%~70%程と高い水準にある。

税源配分の見直しと税源委譲が論議される日本の状況については、少なくとも数字上は、北欧の次くらいには位置している。

また、2008年一般会計予算の財務省原案については、予算の重点化の一つに地域の活性化がある。東京都、愛知県などの法人事業税の一部を分離し、地方法人特別譲与税として地方に配分する、地方再生対策費として、地方交付税の特別枠を設ける、道路特定財源による地方への交付金を拡充する、まちづくり、地方再生にかかる諸事業を支援するなどが盛り込まれたと話された。

地方分権改革を進めるためには、行政分析ばかりではなく、財源分析するべきである。道路特定財源については、暫定税率は守り、燃料税は一般財源化して、環境税を導入



講師：金沢史男先生

すべきであると話された。

今、国会で「暫定税率」の審議が行われている。地方の道路整備はこれからも必要である。暫定税率が廃止されると高速道路の整備が遅れるので堅持するべきかと考える。

第3講義 「自治体財政と税制」

講師の星野先生は、スウェーデンに2年間暮らしておられる。スウェーデンの住民は重税に苦しんでいるが、隣国と陸続きであるので、税の安い地へ移り住む人もいると言う。

国際比較から見た日本の税制、地方税制。日本の地方税制・財政この30年。今後の地方財政・税制を見る視点等について提言された。

また、新年度から導入される「地方再生対策費」については、総額4,000億円が地方交付税の算定を通じて財政状況の厳しい地域に配分されるもので、都道府県に1,500億円、市町村に2,500億円の配分となる。ふるさと納税については、世界に数のない税であると話された。



～おわりに～

今回、3人の先生方の講義を聴くことができたことは、これからの本市における予算審議に大いに参考になった。

2008年度、地方税制改正案では、「地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める」となっている。

本市における新年度の「地方再生対策費」は3億4千万円の配分が見込まれているが、以前として、財政状況は厳しく市税、固定資産税等の減少で新年度当初予算は前年度対比の1.8%の減となっている。

今後、経験した知識を議会に活かし住民の付託に応えられるように邁進します。